

(3) 助成金交付申請書一式の提出先

所管区域	担当清掃事務所	住所	電話番号
中央区	中央清掃事務所	〒005-0030 南区南 30 条西 8 丁目 7-1	581-1153
北区	北清掃事務所	〒002-0865 北区屯田町 990-3	772-5353
東区	東清掃事務所	〒007-0880 東区丘珠町 873-1	781-6653
白石区・厚別区	白石清掃事務所	〒003-0876 白石区東米里 2170-1	876-1753
豊平区・清田区・南区	豊平・南清掃事務所	〒005-0861 南区真駒内 602	583-8613
西区・手稲区	西清掃事務所	〒063-0835 西区発寒 15 条 14 丁目 2-1	664-0053

(4) 助成金交付請求書一式の提出先

環境局環境事業部業務課 〒060-8611 中央区北 1 条西 2 丁目（本庁舎 13 階北側） TEL211-2916

7 申請書の配付場所

環境局環境事業部業務課・清掃事務所・区役所・まちづくりセンター

ホームページからダウンロードもできます。 <http://www.city.sapporo.jp/seiso/>

8 助成期間

各年度初日（4月1日）から2月末日までの間に申請書を提出し、交付決定を受け、その年度末日（3月31日）までに箱型ごみステーション器材の設置を完了したものとします。ただし、予算額に達した時点で締め切りとさせていただきます。

お問い合わせ先

●札幌市コールセンター（業務時間：8時00分～21時00分・年中無休）
TEL222-4894 FAX221-4894 [Eメールinfo4894@city.sapporo.jp](mailto:EX-Info4894@city.sapporo.jp)

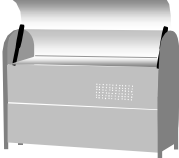

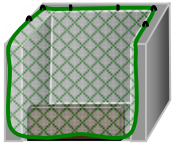
●各清掃事務所又は環境事業部業務課
上記の助成金交付申請書一式及び助成金交付請求書一式の提出先をご覧ください。



札幌市箱型ごみステーション器材 敷地内設置費助成事業のご案内

1 箱型ごみステーション器材とは…

ごみを収納するために用いる箱型等のごみステーション器材で、次表に定める形状を有する耐久性のあるものが助成対象となります。ただし、自動ごみ貯留排出装置及びこれに類するものを除きます。

	箱型	物置型	一部開放型
説明	可動式開口部付きの箱状のもので、ごみを収集する際に、内部への進入を要しないもの（折りたたみ式箱型含む）	可動式開口部付きの物置等に類する形状のもので、ごみを収集する際に、内部への進入を要するもの	コの字状等で一部が開放された形状のもの
具体例	ロッカー、コンテナ等 	収納庫(トランクルーム)、物置等 	囲い(コンクリート製、ブロック製、木製等) 
	<p>○ 建築基準法に従い建築確認が必要な場合があります。</p> <p>○ 規模や高さによって固定資産税が課税される場合があります。固定資産税の課税要件等につきましては、各市税事務所固定資産税課までお問い合わせください。</p>		

○ **固定式の箱型ごみステーション器材は、歩道など公道には設置できません。**

（公道上に設置された箱型ごみステーション器材に起因する事故等の責任は、設置者が負うこととなりますのでご注意ください。）

2 助成対象者

次の全ての要件を満たす方

(1) 次のア～ウのいずれかに該当する方

【地域団体等】

ア 地域住民が共用で使用する家庭系ごみステーションを実質的に管理している団体等

【共同住宅所有者等】

イ 共同住宅でごみステーションの新設に伴い箱型ごみステーション器材を設置する場合には、住戸6戸以上の新築共同住宅を除くすべての共同住宅の所有者等
ウ 共同住宅で箱型ごみステーション器材を経年劣化等により更新する場合には、すべての共同住宅の所有者等

(2) 設置等した箱型ごみステーション器材を適正に管理できること。

(3) 助成の決定を受けてから購入及び設置等すること。

(4) 収集作業時の安全確保に協力することができること。

(5) 設置等状況調査、又は報告に応じることができること。

(6) 設置等にあたり、法律、政令、省令その他の関係法令を遵守できること。

3 設置基準等

(1) 助成対象となる設置状況

設置者	設置場所	利用形態	助成対象となる設置
地域団体等	設置者が使用権限を有する土地に限る。	地域住民が共同で使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●新たに箱型器材を設置する場合 ●現在利用している器材を箱型器材に変更する場合
共同住宅所有者等	設置者が使用権限を有する共同住宅敷地内に限る。	—	<ul style="list-style-type: none"> ●箱型器材が破損等により使用に耐えず、器材を更新する場合 ●破損部分等を修繕等により現状に復する場合

(2) 助成対象となる形状等の基準

【地域団体等】

○詳細は各清掃事務所にご相談ください。

【共同住宅所有者等】

○「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」第17条から第19条までの基準を満たし、「札幌市箱型ごみステーション器材敷地内設置費助成要綱」に定めるもののほか、法律、政令、省令、その他の関係法令に抵触しない性状であること

※ なお、助成金交付後も、ごみステーション器材の設置基準を満たしていなければなりませんので、ご注意ください。

4 助成額

助成対象経費	助成額	助成限度額
箱型及び物置型の本体価格又は材料費 (消費税を含む)	助成対象経費の2分の1に 相当する額 (100円未満の端数切捨て)	12,000円
飛散防止のためネットの併用を必要とする一部開放型 [※] の材料費(消費税を含む)		7,000円

※ 1箇所に複数の箱型ごみステーション器材を設置する場合は、購入経費の合算額に対して上記の助成金額が適用されます。

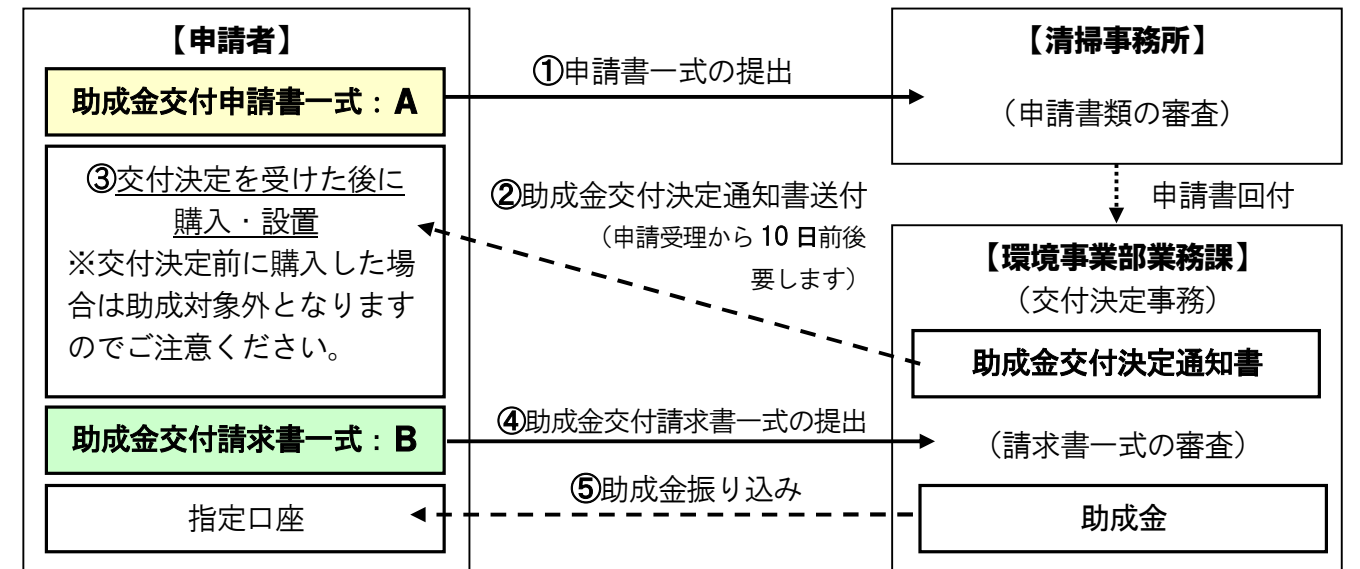
※ 一部開放型で使用するネットは、「ごみステーション管理器材購入費助成事業」によりご申請ください。

5 助成制度ご利用にあたっての注意事項

- 箱型ごみステーション器材の購入は助成金交付決定通知書を受領してから行ってください。
申請書受理後、助成金交付決定通知を申請者に送付しますので、交付決定通知書をご確認した後、箱型ごみステーション器材を購入してください。(交付決定前に購入した場合は助成対象となりません。)
- 各種申請書式は正確に記載してください。
設置計画書や申請書等の各種申請書式の注意書きを必ず参照して、正しい記載をお願いします。記載に関して不明な点がありましたら、清掃事務所又は業務課にお問い合わせください。
- 申請受理から交付決定までに10日前後を要しますのでご了承ください。

6 助成申請手順

(1) 申請から助成金交付までの流れ



(2) 提出書類 (各清掃事務所、環境事業部業務課の住所・連絡先は裏面を参照してください。)

① 助成金交付申請書一式：A (提出先は設置場所を所管する清掃事務所)

- 地域団体であれば、箱型ごみステーション器材設置等計画書(様式1)
共同住宅所有者であれば、共同住宅ごみ処理及びごみステーション設置計画書(既存共同住宅)
- 箱型ごみステーション器材設置費助成金交付申請書(様式3)

【申請書添付書類】

- ・ 箱型ごみステーション器材設置等同意書(様式4)
 - ・ 設置等に要する経費の内訳が明記されている見積書等の写し
 - ・ 付近見取り図
 - ・ 配置図(敷地平面図)
 - ・ 詳細図(箱型ごみステーション器材形状図)
- ※ 地域団体が直接提出する場合は、清掃事務所で作成できます。

※ 共同住宅の敷地内にごみ収集車が進入して収集する場合は、「敷地内収集申請書」の提出が必要となります。

② 助成金交付請求書一式：B (提出先は環境事業部業務課、交付決定を受け購入・設置後)

- 箱型ステーション器材設置等報告兼助成金交付請求書
- ##### 【申請書添付書類】
- ・ 助成対象箱型ごみステーション器材の設置等に関する状況を示す写真
 - ・ 助成対象箱型ごみステーション器材の購入費用、設置に要した付帯経費、仕様等が確認できる領収証等の書類(購入費用と付帯経費の合算額のみは不可)
 - ・ その他市長が必要と認める書類(必要に応じてご提出いただくことがあります)

※ 記載内容に不備がなければ、助成金を振り込まさせていただきます。
なお、実際の設置状況が助成金交付申請時の内容と異なる場合には、助成金が交付されませんので、交付決定後に設置計画等を変更する場合は、購入前にご相談ください。